

令和 3 年 4 月 28 日

第 33 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

## 招集日時及び場所

日時 令和3年4月28日  
午後1時30分～午後4時30分  
場所 出水市役所本庁1階 多目的ホール大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長	横峯 均			12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
		10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫		

#### 農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	蘭牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

4番	小倉 幸夫	6番	久野 敏朗
----	-------	----	-------

## その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、内之浦

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4号	農地転用事業計画変更申請について
議案第 5号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 7号	非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第33回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は14人で定足数に達しております。

なお、4番、小倉委員と6番久野委員から欠席届が提出されています。

推進委員につきましては、11人全員出席です。

議事録署名委員を指名いたします。

5番、外園委員と8番、花園委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 総会資料7ページを御覧ください。

所有権移転第1項です。

申請地は、上鯖淵、田、1, 221㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、46, 984㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第2項、申請地は向江町、田、3筆、4, 136㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている農家で、現在は、水稻等を耕作されています。申請地東側の〇〇〇番は申請人所有地です。取得後も水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、18, 641㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

3項、申請地は武本、畑、3筆、156㎡です。譲受人は兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されています。取得後は現在植えてあるイチジク等をそのまま育てていくそうです。許可後の面積は、11, 934㎡で譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

4項、申請地は高尾野町大久保、畑、437㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている兼業農家で、現在は、茶を耕作されています。取得後は栗などを植える予定です。

申請地の南側の〇〇〇〇番〇は申請者所有地です。霧島市にお住まいですが、実家は、高尾野町の昭興自治会にあり農機具は実家の倉庫にあるそうです。許可後の面積は、3, 894㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

5項、申請地は高尾野町大久保、畑、2, 261㎡です。譲受人は、植木農家です。以前から当申請地を借りて耕作されていましたが、今回、所有権移転申請をされます。許可後の面積は、3, 187㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

6項、申請地は野田町上名、田、656㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、野菜を耕作されています。現在は不耕作地ですが、土を入れて野菜を作りたいということです。霧島市にお住まいですが、実家は、野田町の大丸自治会にあり農機具は実家の倉庫にあるそうです。許可後の面積は、20, 406㎡で、譲受人の受贈、譲

渡人の贈与による申請です。

7項、申請地は汐見町、田、2, 901㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻を耕作されています。取得後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、10, 547㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

8項、申請地は知識町、畑、560㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、季節野菜を耕作されています。取得後も季節野菜を耕作される予定です。許可後の面積は、8, 204㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

9項、申請地は知識町、畑、184㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、馬鈴薯等を耕作されています。取得後は野菜を耕作される予定です。住所は長島町ですが、申請地近くに住宅を購入済です。許可後の面積は、4, 054㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

10項、申請地は黄金町、田3筆、803㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されています。取得後はたまねぎを耕作される予定です。許可後の面積は、11, 593㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

11項、申請地は六月田町、田、1, 159㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている農家で、現在は水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、33, 183㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

12項、申請地は美原町、田、58㎡です。現況は、畑です。譲受人は兼業農家です。許可後の面積は、6, 255㎡です。13項受人の所有する〇〇〇〇番から分筆し、自己所有する〇〇〇〇番〇と一体利用するための交換です。

13項、申請地は美原町、畑、58㎡です。譲受人は兼業農家です。許可後の面積は、3, 081㎡です。12項による交換で自己所有する〇〇〇〇番と一体利用するものです。賃借権設定5年、1項です。申請地は、高尾野町柴引、田、2筆 1, 236㎡です。借り人は、家族で農業に従事されている兼業農家で、現在は水稻等を耕作されています。許可後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、4, 318㎡で、借り人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。

2項、申請地は、高尾野町下水流、畑、2筆、2, 495㎡です。夫婦で農業に従事されている専業農家で、現在はブロッコリー等を耕作されています。許可後もブロッコリーを耕作する予定です。許可後の面積は19, 980㎡で、借り人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。

使用賃借権設定2年、1項です。申請地は、高尾野町大久保、畑、3筆14, 327㎡です。借り人は、夫婦で農業に従事されている専業農家で、現在は果樹を耕作されています。長島町にお住まいで、長島町の新規就農者です。長島町のほか、農地中間管理機構と契約し、境町に3筆、15, 957㎡の畑を借りて果樹を耕作中です。許可後も果樹を耕作される予定です。許可後の面積は、47, 374㎡で、借り人の規模拡大、貸人の規模縮小による申請です。使用賃借権設定5年、1項。申請地は、平和町、畑、926㎡です。借り人は、所有

権移転第5項の譲受人である植木農家です。許可後の面積は、3, 142㎡です。

次に、空き家に附属した農地の指定です。

1項、申請地は、高尾野町江内、畑、1, 100㎡です。空き家に隣接しており、現在は、不耕作地です。申請面積が1, 000㎡を超えていますが、所有者の宅地以外に進入路がない状態です。

2項、申請地は、黄金町、畑、135㎡です。空き家に隣接しており、現在は、不耕作地です。

議長 7番委員、調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。4月23日、3番委員、事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から10項までを報告します。

第1項です。地図は11ページを御覧ください。位置ですけれども、東出水小学校から東へ約1.6キロの所です。右の地籍図の斜線部分の〇〇〇〇番の所です。許可後の面積は、46, 984㎡です。水稻を耕作されます。

第2項です。12ページです。位置は出水中学校から南西へ約500mの所です。地籍図の斜線部分、右側ですけれども、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番がそうです。隣の田の〇〇〇番は、今回の申請人の所有地です。集積された形になっています。許可後の面積は、18641㎡です。水稻を耕作されます。今後は、鹿児島にお住まいの娘夫婦が、継がれる予定になっているそうです。後継者です。

第3項です。13ページです。位置は慈光園から南西へ約600mの所です。地籍図右側の〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇がその場所です。許可後の面積は、11, 934㎡です。イチジクが植わっていますので、継続で果樹を植え付けされるそうです。

第4項です。14ページです。場所は、〇〇〇〇工場から西へ約250mの所です。地籍図の斜線部分の〇〇〇〇番〇が該当します。隣の〇〇〇〇番〇は、申請人の所有地です。集積された形になります。許可後の面積は、3, 894㎡です。栗、柿などの果樹を植え付けられる予定です。

第5項です。15ページです。場所は、〇〇〇〇工場から南西へ約650mの所です。地籍図の斜線部分、〇〇〇〇番の所です。植木農家ですけれども、いままで借りて耕作されていた土地ですが、そこを今回、所有権移転で耕作されます。許可後の面積は、3, 187㎡です。

第6項です。16ページです。場所は、野田支所から南へ約550mの所です。地籍図の右側ですけれども、斜線部分〇〇〇〇番が該当箇所です。当該地は周辺より低いので、盛土をして整地されるということになっております。盛土整地後は、水稻を耕作される予定です。取得後の面積は、20, 406㎡です。

第7項です。17ページです。場所は、〇〇〇〇〇〇〇から東へ約230mの所です。地籍図の斜線部分が申請地です。〇〇〇番の所です。水稻を耕作される予定です。取得後の面積が、10, 547㎡です。

第8項です。18ページです。〇〇〇〇〇〇〇〇から北へ約350mの所です。地籍図斜線部分の〇〇〇番が該当地です。譲受人の〇〇さんの家が、今回の申請の隣の〇〇〇番〇の宅地と、家の近くに畑が出来たということです。許可後の面積が8, 204㎡です。取

得後は、季節野菜を耕作される予定です。

第9項です。19ページです。物産館（いずみ特産館）から南西へ約620mの所です。地籍図の斜線部分、〇〇〇番〇が該当地です。譲受人の〇〇さんは現在、長島町に住んでいらっしゃるって、馬鈴薯を耕作されていますが、近くに宅地を購入されています。その宅地は、地籍図の〇番、〇番の長島にお住いの方の宅地に耕作されています。その前にあります畑、〇番ですけれども、これにはラッキョウが既に植わっていました。今回取得後は、野菜を耕作されます。取得後の面積が、4,054㎡です。

第10項です。20ページです。出水自動車学校から南西へ約250mの所です。地籍図の斜線部分が、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番の所です。取得後は、たまねぎを耕作されます。取得後の面積が、11,593㎡です。

以上、所有権移転、第1項から第10項までは、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長  
3番

3番委員の調査結果の報告をお願いします。

調査日時等については、先ほど7番委員が述べられたとおりですので、省略します。

所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定、空き家に付随した農地の指定について報告します。

第11項。位置図は21ページです。申請地は、東医院から東に約350mに位置した所にある田んぼです。何ら差し支えはないと思うのですが、許可後は米を作るということで、許可後の面積は、33,183㎡です。

第12項、13項ですが、58㎡の田を13項のほうの畑、これと交換するという事で、58㎡を分筆して交換するという事で、分筆料も要るのに大変なのですが、土地を平行に、真四角に切って有効利用したいと言うことです。

それから、使用貸借権設定の2年ですが、一番始めに長島の獅子島からミカンをこちらの方に作りに来るということで、一番始め事務局から聞いたときは、獅子島から来る人に聞いたところ、船賃が、野田に獅子島から来る人にちょっと聞いたところ何千円とかかる。ミカンには何回か動噴も要れば、水もいるのと思ったのですが、こちらの方に、境町に中間管理権の設定をして、作付をしているということで、すばらしい人がいるんだなと感心したところでした。それと、貸借権の5年ですけれども、これについては何も問題はなく作るということですので、異論はないと考えています。

それから、空き家に附属した農地の指定ですが、江内の〇〇〇〇〇さん、阿久根に住んでいます。実際持ち家の附属した高尾野江内の1,100㎡の所なんですけれども。駐車場で確認したのですが、本来家の前に駐車場が在るのに、どうしてだろうと思ったら、奥の方に、江内の山の中に公園があつて、誰も行かない所によくこんな公園を造ったというような所にある家で、非常に眺めが良くて、誰か希望があつたら、早速土地を購入して家として良いくらいの所でした。

それからあと一つの、2件目の伊集院町に住んでいる〇〇〇〇さんですけれども、これはサンキューの少し市役所寄りの所なのですが、これはほんの少しの面積の135㎡の土地が付いているというだけの所で、これについても、自分としては、以上所有権第11項から第13項、賃借権設定5年、使用貸借権設定2年及び5年、農地法第3条第2項、各号には該当しないため許可相当と判断しました。また、空き家に附属した農地の指定については、

差し支えないと判断しましたので報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。田下委員から丁寧な説明がございまして、長島町の方から賃貸借をするという事で、私も最初ビックリしたのですけれども、内容的には中間管理機構で管理しているということでした。ございませんでしょうか。

ないようでしたら、調査員の報告では所有権移転及び賃借権設定5年、使用貸借権設定2年及び5年については許可相当、空き家に附属した農地の指定については、差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転及び賃借権設定5年、使用貸借権設定2年及び5年については、全件許可する」とことと決定いたします。また、空き家に附属した農地の指定については、差し支えないと決定します。

議長 続きまして、「議案第2号農用地利用集積計画について」を議題といたします。

今月は、4名の委員の除斥があります。

資料32ページ賃借権の設定3年、第1項の27番委員、

資料35ページ賃借権の設定5年、第7項の5番委員

資料36ページ賃借権の設定5年、第12項の13番委員

資料43ページ賃借権の設定5年、第47項と資料53頁使用貸借権の設定10年、第1項の2番委員が該当します。まず27番委員の除斥をお願いします。

(27番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明します。資料は32ページ、農地利利用集積に係る賃借権の設定3年、第1項です。土地の表示、福ノ江町〇〇〇〇番 田 外2筆の合計5,162㎡。借人、下山自治会、57歳、男性、水稻の認定農家と貸人、名古屋中自治会、93歳、男性 との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。3番委員、審議結果の報告をお願いします。

3番 3番です。4月23日、7番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(27番委員 入室)

議長 続きまして、5番委員の退席をお願いします。

(5番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は35ページ、農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第7項です。

土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇番〇田外1筆、合計2,690㎡ 借人、唐笠木自治会、70歳、男性、水稻・露地野菜の認定農家と貸人、柴引自治会、83歳、女性 との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。3番委員、審議結果の報告をお願いします。

3番 3番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(5番委員 入室)

議長 続きまして、13番委員の退席をお願いします。

(13番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は36ページ、農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第12項です。土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇〇番〇田外1筆、合計1,946㎡ 借人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、採卵鶏・露地野菜の認定農家と貸人、唐笠木自治会、72歳、男性外1名 との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。3番委員、審議結果の報告をお願いします。

3番 3番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(13番委員 入室)

議長 続きまして、2番委員の退席をお願いします。

(2番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は43ページ、農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第47項です。土地の表示、福ノ江町〇〇〇〇番外4筆、合計6,758㎡の再設定です。詳細はお目通しください。

あと1件、資料53ページ、農地利用集積に係る使用賃借権の設定10年、第1項です。



土地の表示、汐見町〇〇〇番 田 695㎡ で借人有限会社〇〇〇〇、水稻・露地野菜の認定農家と貸人、新蔵上自治会、81歳、男性 との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。7番委員、審議結果の報告をお願いします。

7番 7番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(2番委員 入室)

議長 引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 資料58ページ「農用地利用集積計画総括」に沿って、賃借権の設定1年から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地中間管理権の取得までを一括して説明します。

賃借権の設定1年は、新規・再設定とも1件ずつで合わせて2件、2筆で、3,889㎡です。

次の、賃借権の設定2年は、新規2件、4筆、再設定、1件、1筆、合わせて3件、5筆、で6,993㎡です。

賃借権の設定3年は、先ほど適当と決定されました第1項を含めて、新規2件、4筆、再設定、5件、6筆、合わせて7件、10筆で、19,512㎡です。

賃借権の設定5年は、先ほど適当と決定されました第1項、第12項及び第47項を含めて、新規14件、20筆、再設定、35件、61筆、合わせて、49件、81筆で、130,398㎡です。

賃借権の設定6年は、新規1件、3筆、再設定、5件、5筆、合わせて、6件、8筆で、13,994㎡です。

賃借権の設定8年は、新規、1件、1筆、393㎡です。

賃借権の設定10年は、新規、11件、22筆、再設定、15件、27筆、合わせて26件、49筆で、103,013㎡です。

続いて、使用貸借権の設定5年は、新規、2件、3筆、再設定、2件、4筆、合わせて4件、7筆で、3,812㎡です。

使用貸借権の設定10年は、先ほど適当と決定されました第1項を含めて、新規、3件、5筆、再設定、1件、2筆、合わせて4件、7筆で、8,667㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。詳細は後程説明しますが、8件、28筆で、39,650㎡です。

最後に、農地中間管理権の取得は、12件 18筆 総面積20,655㎡です。

それでは、所有権の移転について説明しますので、資料の54頁をご覧ください。

第1項、譲受人、浦窪自治会、55歳、水稲の認定農家です。譲渡人は、下山自治会79歳 男性。土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇〇番〇 畑 外3筆の合計2,212㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項、譲受人、千間山自治会、41歳、水稲の認定農家です。譲渡人は、千間山自治会65歳 女性。土地の表示、高尾野町大久保〇〇番〇 田 外9筆の合計17,281㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。

第3項、譲受人、切通自治会、46歳、果樹の新規認定農家です。譲渡人は、切通自治会76歳 男性。土地の表示、境町〇〇〇〇番 畑 外6筆の合計11,472㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。

第4項、譲受人 有限会社 〇〇〇〇 代表〇〇〇〇、肥育牛専門の認定農家です。譲渡人は、小原下自治会 97歳 女性です。土地の表示、武本〇〇〇番 田 496㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第5項、譲受人〇〇〇〇株式会社 代表〇〇〇〇、肉用牛（肥育）の認定農家です。譲渡人は、小原下自治会 61歳 女性です。土地の表示、武本〇〇〇〇番〇 畑 1,442㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第6項、譲受人 株式会社 〇〇〇〇〇〇 代表〇〇〇〇、肉用牛（繁殖）の認定農家です。譲渡人は、早馬自治会 65歳 女性です。土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇〇番〇 田 外1筆の合計5,726㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第7項、譲受人は第6項と同一人ですので省略します。譲渡人は、上水流自治会 87歳 女性です。土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇〇番〇 畑 207㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第8項、譲受人は第6項と同一人です（ので省略します）。譲渡人は、上水流自治会 83歳 男性です。土地の表示、高尾野町下水流〇〇〇〇番〇 田 外1筆の合計814㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上で、議案第2号 農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。7番委員、審議結果の報告をお願いします。

7番 7番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題と致します。

事務局 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について。第1項の除外の申請内容について説明いたします。総会資料は、59ページです。申請地は、大野原町の畑で、868㎡のうち431㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 井町委員をお願いします。

11番 4月26日、午後より12番委員、21番委員、事務局職員と調査した結果を報告いたします。

議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、除外。

第1項。申請地位置図をご覧ください。リハシップあいから北へ100mの所にあります。申請地地籍図をご覧ください。〇〇〇〇番〇の一部の斜線の部分の所です。ここは右側に広い道路があり、歩道が通っています。出入口は右側の方なのですが、一応そこに歩道の縁石等がありまして、そこは道路河川課の方に申請をするという事でありました。周りはブロック積で、盛土を50～60cm程するそうです。生活排水の方は合併浄化槽に、雨水は道路右側側溝に流されるそうです。予定の農用地区域の外周辺部に接しており、周辺農地に影響はないと思います。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 事務局、第2項をお願いします。

事務局 第2項 除外の申請内容について説明いたします。申請地は、大野原町の畑で、1794㎡のうち289㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 井町委員をお願いします。

11番 第2項 申請位置図をご覧ください。大川内ぶどう園から東へ50mの所にございます。申請地地籍図をご覧ください。畑の〇〇〇〇番〇の一部、畑 1,794㎡のうちの289㎡です。道路より20～30cm高くなっておりまして、周りはブロックで囲むそうです。生活排水は、合併浄化槽に、雨水は右側の側溝に流されるそうです。ここで調査に行った所、色々「合併浄化槽は何処ですか。」と色々聞いたのですが、立ち会われた方が、「事務局の方が知っているから、貴方たちも知っているんじゃないか」と言われまして、ちょっと困惑して、不動産の方も普通説明してくれるのですが、説明されなくて、「知らない。」ということと言われまして、「それはおかしいのじゃないですか。」と私達も言ったのですが、以前そ

ういう事があって、そういう事になったそうです。なので、一応事務局の方からも言ってもらって、「立ち合いに来るんだから、そういうところもちゃんと説明して下さい。」というふうにお願いしました。そのの所は以上です。

調査の結果に対しては、農地区分と転用目的に問題なく転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 第3項をお願いします。

事務局 第3項 除外の申請内容について説明いたします。すみません、ここで、申請人の所、譲受人・譲渡人となっていますけれども、「借人・貸人」で訂正をお願いします。更に、5条と同時申請で5条の第1項、69ページなのですけれども、ここも「借人・貸人」でお願いして、「借人」の方にアパートの号数が除外の方には漏れていまして、除外の方の『借人』が、〇〇〇番〇「〇〇〇〇〇〇〇〇」ということで、アパート名を記入漏れでした。すみませんでした。

除外の内容について説明いたします。申請地は、大野原町の畑、299㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在、アパート住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。

10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 11番委員をお願いします。

11番 第3項 申請地位置図をご覧ください。コスモス西出水店から北へ200mの所にございます。申請籍図をご覧ください。十文字の道路に面しておりました。右側にまた広い道路等がありまして、またそこにも歩道が通っておりました。そこに出入口をするという事でまた縁石がありますので、そこで道路河川課の方にまた申請をするという事でございました。周りはブロックで囲み、生活排水は合併浄化槽へ、雨水は右側の歩道の所にあります側溝へ流されるそうです。調査結果、農用地区域の外周部に接しており、周辺の農地への影響は無いと思われ、農地区分と転用目的に問題なく転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 引き続きまして、用途区分変更、第4項をお願いします。

事務局 第4項 用途区分変更について説明いたします。申請地は、野田町下名の田、940㎡です。申請人は、市内で養鶏業を営んでいます。申請地北側に宅地に建っている鶏舎の鶏糞を処理するために鶏糞処理場として利用していましたが、当該地が未申請となっていましたので、今回始末書を添付して改めて申請するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、4条申請と同時申請です。野田ICから300以内に位置するため、第3種農地の300m以内農地に該当します。以上です。

議長 15番委員をお願いします。

15番 15番です。4月26日、14番委員、31番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

第4項、用途区分変更、これは67ページの4条と関連しておりますので同時説明いたします。申請地は、野田インターから北へ200mの所に位置します。既に鶏糞処理場として利用されております。申請地籍図を見て頂きますと、隣は宅地・宅地となっておりますが、

ここには鶏舎が3棟建っております。現在、鶏は入っておりません。もうあとはしないという話でございました。鶏糞処理場は、屋根等がしっかりしているので、今後も有効活用するとの事です。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響は無いと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。同時に許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。みなさん方のご意見・ご質問をお受けします。  
(質疑等)

ございませんか。ないようです。調査委員の報告では、全件やむを得ないと報告されましたが、その様に決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声)

議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、1項から3項の除外についてはやむを得ない、用途区分変更につきましてもやむを得ないと決定いたします。

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更申請についてを議題と致します。事務局お願いします。  
事務局 第1項について、説明します。

総会資料63ページです。本申請は、平成14年11月26日付で許可を受けた土地です。許可後、宅地造成のみ完了している状態で、その後、夫婦間の事情により新築工事を断念せざるを得ない状態になったということがございます。居宅建築用地を探していた、本申請の事業継承者と合意に至り、当該申請地を売却することになったためです。変更後の転用計画の必要性については、現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築するものであり、必要性があると認められます。土地改良地区外、農用地区域外の農地で、5条申請と同時申請です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 12番委員お願いします。

12番 4月26日、11番委員、21番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

申請地は、東出水小学校から北東へ50mの位置にあり、既に造成工事も済んでおりました。上下水道も接続されており、建物を建築するだけの状態でした。調査の結果、事業変更の理由は明確であり、事業計画の変更は承認と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。  
(質疑等)

ございませんか。

(「はい。」の声)

ないようです。調査委員の報告では、承認と報告されましたが、その様に決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更申請については、承認と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局お願いします。

事務局 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。第1項について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑3筆の計4846㎡です。申請人は、市内で畜産業を営む個人の方です。認定農家で、農業経営改善計画に基づく規模拡大と経営の安定を図るため、当該地に牛舎1棟等を建設しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。日時等は先程述べましたので、省略します。

議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について。申請地は、西下り松公民館から西へ200mの所です。肉用牛舎・機械、資材置き場等を建設予定です。造成については現状のままで行います。雨水は側溝へ、周辺地域農地への影響は無いと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断しました。以上です。

議長 引き続きまして、2項をお願いします。

事務局 総会資料は、65ページです。ここでも間違いがありまして、項が印刷の時に2項・3項・4項・5項逆にしておりまして、4項・5項、2項・3項となっております。すみません、申し訳ないです。この順番で2項・3項・4項・5項で説明をさせて頂きたいと思ひます。

資料は65ページです。第2項について説明いたします。申請地は、野田町の下名の畑で1733㎡のうち51㎡です。申請人は、市内の農業者です。申請地は、平成5年頃より瀬戸自治会にゴミステーションとして貸与して参りましたが、今回、適正な状態にするため始末書を添付して申請するものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の一団の農地の区域内に位置に位置し、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 14番委員お願いします。

14番 14番です。調査日、調査委員につきましては、先程15番委員と同様ですので省略いたします。議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、65ページ、第2項になります。申請地位置図をご覧ください。申請地は、野田支所から北へ1100mということなんですけれども、美容室「○○」さんのすぐ近くになります。申請地地籍図をご覧ください。地図の中央部 ○○○○番の畑の左上角の斜線部分になります。これは、76ページの5条申請の8項による分筆を○○○○番の畑をすることになって、それと併せての申請になります。5条申請については、後程詳しく説明いたしますが、この斜線部分は、北側の道路に面しているんですけど、ここから○○○○番の畑の所までは、3mぐらいの高台になっているんですけど、斜線部分の所は、この道と大体同じ高さになっていて、ゴミステーションとして現状も使用されていまして。今後もゴミステーションとして使用されるという事で、畑では無くて変更して使用していきたいという事でした。調査の結果、農地区分は第1種農地なんですけれども、不許可の例外である集落施設という事で、転用目的には問題はありませんので、調査した結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 引き続きまして、3項をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は高尾野町江内の畑、142㎡です。一体利用地として、宅地1筆、山林2筆、及び5条同時申請の畑4筆、田1筆をあわせて12,349㎡に

なります。申請人は、市内で畜産業を営む法人です。現在、申請地隣接で畜産業を営んでおり、経営規模拡大を図るため、隣接者との相談がまとまり、今回新たに牛舎3棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。この件につきましても89ページの5条と関連しておりますので、同時に説明等いたします。申請地は、木串公民館から北へ1100mの所です。牛舎3棟建設予定ですが、造成については、3.3mほどの盛土が予定されています。許可がおりて盛土をした場合、盛土が十分固まってから建設に入ろうというのが考えだそうです。雨水処理は、きちんとした側溝を整備する。周辺農地への影響は無いと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第4項お願いします。

事務局 第4項につきましては、総会資料62ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地地理容計画変更に係る意見についての第4項で説明しましたので、省略いたします。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。先程62ページに説明申し上げましたので省略いたします。以上です。

議長 続きまして、5項お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は、黄金町の田、456㎡です。申請人は、市内の会社員です。これまで実家に住んでいましたが、兄が相続で実家に住むことになり、申請人が相続した当該地に自己居住用住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。農地の広がり10ha未満で、都市計画用途地域内から概ね500m以内に位置していることから、第2種農地の市街化近接農地に該当します。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 11番です。第5項、申請地図をご覧ください。六月田橋から東へ100mの所でございます。申請地地籍図をご覧ください。道路の中央の方に、斜線がありますのでそこでございます。ここは、水田でございまして、〇〇〇番〇の下の尖った所から水が入るようになっておりまして、そこの上の〇〇〇番の田という所に水を引くように田んぼの途中から水路が通っております。現在は、〇〇〇番の田は、耕作されていないという事で、水も使っていないという事でしたが、一応ここにも土地を家を建てる時に、埋め立てる時にそっちに水が行かないという事で、私有地でございますが、パイプを通すか、U字溝を付けるかという事でございました。周りをブロックで囲み、60cmぐらい盛土をされるという事でございました。生活排水は、長年下の所に下水道が通っておりまして、そこの方に流すという事で、雨水等は、左の角の所に側溝がございまして、そちらの方に流すという事でございました。周辺農地への影響は無いと思われれますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。

(質疑等)

3番 はい(挙手)。

議長 はい、どうぞ。

3番 3番ですけど、ちょっとすみませんけど、62ページのときに聞けばよかったんだけど、62と67ページ、62ページでは、鶏舎の鶏糞を処理をするという事で、ここには書いてあるんだけど、この〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇とか、ここ宅地ですよ。ここには、鶏舎を建てて、説明ではもう鶏は買わないという事だったような気がしたんだけど。自分の家のそばの鶏糞をもって来るのか、涼松かどっかあっちの方にあるんだけど、あっちの方の鶏糞をもって来るのか。これは、どこから持って来るのかなあと考えたもので。ここは多分鶏糞を持って来ると乾燥するんだけど、それだけをちょっと教えて下さい。

15番 説明の中では、今まで隣に鶏を飼ってありましたのでそこを持って来て処理してただけ。それをできれば持って来て処理が出来たなら、そういう事にも利用するという事。それと、養鶏場がまだしっかりしているから、色んなことに活用していきたいというような意見です。

3番 隣でもやっぱり今まで通りに鶏を飼うのですか。

15番 いいえ、鶏はもう飼わないということです。

3番 隣地の鶏舎の鶏糞を処理すると書いてある通り。状態は飼わないけど、どこからか他所から持って来て飼うのではないだろうか。

15番 そこまで詳しい事は聞いておりませんので。

3番 はい、わかりました。

議長 他にございませんか。無いようです。調査委員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、このように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声)

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。  
事務局お願いします。

事務局 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について 先程訂正をお願いしましたが、『借人』と『貸人』になります。

総会資料、第1項は、総会資料61ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第3項で説明しましたので、省略いたします。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 第1項、この部分は、除外と申請が同じですので、説明等は省略いたします。という事で、周辺農地には影響ないと思いますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 第2項お願いします。

事務局 第2項これも同じく、総会資料59ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第1項で説明しましたので、省略いたします。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 第2項、これも申請は同一でありましたので、説明等は省略いたします。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。



議長 続きまして、第3項お願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は今釜町の田、431㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 第3項、申請地位置図をご覧ください。ニトリから北へ300mの所に位置しております。申請地地籍図をご覧ください。周りが宅地にほぼ変わってきております。〇〇〇番〇の上の方ですが、田となっておりますが、水田も埋め立てて宅地となっており、家が建っております。〇〇〇番〇と〇〇〇番の間には、元々水路のあった跡がありまして、今は水路は無かったんですが、水路の跡があつて、そこがちょっと空いておりました。そこにブロックで3段積で境を造るそうです。大体50cmぐらいの盛土をされるという事でございました。生活排水の方は合併浄化槽に流すという事で、雨水等は、斜線上の右側の方に側溝がありまして、そこに流されるという事でございました。集落周辺の影響は無いと思われるので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第4項お願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は向江町の畑、1036㎡です。申請人は、市内の会社役員です。現在、貸家等60戸を経営していますが、貸家需要が見込まれる地域であるので、今回新たに貸家2棟を建築し、経営の安定を図るものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 14番委員お願いします。

14番 調査日・調査委員につきましては、先程と同様です。第4項になります。申請地位置図をご覧ください。申請地は、寿司まどかから南へ200mの所です。ピンが立っていて、杵が付いている所になります。申請地地籍図をご覧ください。中央部〇〇〇〇番 畑になります。南側原野の下は川になっていまして、高さが結構あるものですから、こちらの方には建物は建てられないのですけれども、北側の方に2棟建設予定だそうです。生活用水は、下水道に流して、雨水は、道路側溝が〇〇〇〇番の西側、〇〇〇〇番〇宅地の所まで来てまして、そちらの方に流すと。場合によっては、ちょっと北側に伸ばして流しますという事でした。周辺農地の影響については、〇〇〇〇番の畑がありまして、現況〇〇〇〇番も〇〇〇〇番も荒地になって、草が茫々なのですが、〇〇〇〇番の畑が宅地になってしまうと、元々なのですけれども、他人の敷地を通らないとこの〇〇〇〇番の畑には、辿り着けないようになっていまして、現状では、南側のちょっと切れている〇〇〇〇番〇も宅地だと思うんですけど、その所はまだ家が建っていないで、草が刈ってある空地みたいになっていて、そちらの方からも入れる事は入れるのですけれども、ここを許可出してしまうと、この人が家が建ってせき止められたりすると入って来れなくなるから、ちょっと困るなあと思って、「通れるようお願いしてもらえませんか。」っていう風に事務局の方から言ってもらったんですけども。そもそもが、ここには他の敷地を取らないといけなかったのに、その前にこの周

りは鶏舎の跡か何かで許可を取っている農地から宅地分譲していったのですけれども、「自分たちの〇〇〇〇番の許可の時に、ここを通すようにして下さいって言うのはちょっとおかしいんじゃないですか。元から通れるようにしていたら良かったんじゃないですか。」みたいなことも言われたみたいなんですけれども。現状では、一応通れるようになってますし、ここを許可出した後も一応通れるようにはしておいてくださいねってお願いはすることは出来るけれども。借りたりする人は、全然違う人なので確約はできないという事だったんですけども、元々からここは他の宅地を通らないと行けないような土地だった事も有りますし、ちょっと私も困るんじゃないかなと思ってるんですけども。調査の結果は、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当という事にしました。以上です。

議長 続きますで、第5項お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は高尾野町の畑、1724㎡のうち494㎡です。申請人は、市内の公務員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 14番委員お願いします。

14番 73ページ第5項になります。申請地位置図をご覧ください。こちらの地図に『〇〇〇〇〇〇〇』とありますが、これは間違いでございます。その文字の北側に白い建物があるんですけれども、こちらが『〇〇〇〇〇〇〇』になりまして、文字の南側が『〇〇〇〇〇〇』になります。そこから南に500m程行った所が申請地になります。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分です。ここは元々お茶畑になっておりますけれども、2ページの7項で合意解約が既になされております。ここは茶園をして、畑灌でスプリンクラーとかで設備が整っていたんですけれども、もうお茶の栽培は辞めます、という事でお茶を合意解約して、お茶葉の樹は引き抜いて、スプリンクラーも取って、畑灌も撤去が既に決まっているそうです。面積は494㎡で、住宅1棟建築する敷地面積として妥当であると考えられます。生活用水は合併浄化槽になります。雨水は、西側に大きな溝があって、そこに道路側溝に流すという事でした。非常に綺麗なお茶畑であり、真四角の農地で凄いいい所の南なんだなと思ったんですけれども、元々作られていた方がお茶の解約にも応じられて、お茶も撤去するという事で、何もこちらとしては言えないのかなというところでした。調査の結果ですけれども、農地区分は第1種農地なんですけれども、不許可の例外である集落接続施設という事で、転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 第6項お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は中央町の畑、707㎡です。一体利用地として、宅地1筆587.59㎡のうち95㎡で、計802㎡です。申請人は、市内の不動産業を営んでいます。現在、貸家等21戸を運営していますが、貸家需要が見込まれる地域であるので、今回新たに貸家2棟を建築し、経営の安定を図るものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 12番委員お願いします。

1 2 番 第6項です。申請地は、パチンコ〇〇〇〇〇〇店から西へ100mの所に位置し、貸家2棟を建築する申請であります。許可も立ち会い済で、境界もブロックで囲い、地籍図〇〇〇番と〇〇〇番の真ん中に4m幅の通路を造り、その通路に側溝を付けて雨水は通路の市の側溝へ生活排水は下水道を利用するそうです。周辺農地への影響は無いと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第7項をお願いします。

事務局 第7項について、説明します。申請地は、西出水町の畑、1041㎡のうち416㎡です。申請人は、始良郡湧水町の公務員です。現在湧水町に住んでいるが、出水市に住所を移すため、今回当該地を取得し、新たに自己居住用住宅を1棟新築するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 14番委員をお願いします。

1 4 番 75ページ第7項になります。申請地は位置図をご覧ください。出水高校から西へ20メートル程の枠った所になります。特に耕作されている感じではなくて、樹木が生えている感じでした。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分になります。面積は416㎡で住宅1棟建築する面積としては妥当だと思われます。しかし、〇〇〇〇番の畑、ここは計画的には、今後は3〜4棟等計画するか、建てる計画があるみたいで、ここはもうずっと畑ではなくて宅地に変更していく計画になる様です。生活用水は下水道、雨水は道路側溝です。この申請地のすぐ道路に接した所に溝があるんですけど、ここでは、ちょっと溝が小さくなっているんで、道の反対側まで排水を反対側に流すようにされるという事でした。周辺農地も先程も申しあげましたように、隣も今後は宅地に変えられていくという事で、影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第8項をお願いします。

事務局 第8項について、説明します。申請地は、野田町の畑1098㎡のうち123㎡及び1773㎡のうち593㎡、合わせて716㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築し、あわせて通路を設置しようとするものです。一般住宅の基準面積である500㎡を超過しているため、理由書が添付されております。理由書の内容としては、通路敷地が123㎡あり、のり面で95㎡程度があり居宅敷地として利用できない等、理由として妥当なものであると思われます。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 14番委員をお願いします。

1 4 番 76ページ、第8項になります。申請地位置図をご覧ください。申請地については、65ページの4項で説明いたしましたので、美容室『〇〇』さんのすぐ近くです。ゴミステーションの所です。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分になります。先程事務局の方からご説明がありましたように、面積がちょっと716㎡と基準面積を超過しているんですけども、道路部分が123㎡です。この斜線部分の北側の道路が、先程のゴミステーションでも説明したんですけども、こちらの方がすごく低くなっていて、土手みたいになって、斜線部の方が高台になっているので、西側の斜線部分の道路の部分ですね、細い所、こちら

から入ってくるようにしか出来ない土地の構造になっているので、道路を準備されていると思います。123㎡ですね。土地が、北側が低くなっていて土手になっているのでその部分が建物を建ててはいけないので、85.5㎡あるんですけども、控えて造らなければいけないという事で、併せて200㎡ちょっとなので、敷地面積は、大体500㎡くらいになるかと思えます。生活用水は、下水道になります。雨水排水は、西側の方に、道路側溝に接続して排出するという事で、周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 第9項お願いします。

事務局 第9項は、総会資料60ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので、省略いたします。

議長 11番委員お願いします。

11番 第9項。第9項は、69ページの議題と一緒にですので、土地表示・目的等は省略いたします。調査の結果、周辺農地との影響は無いと思われますので、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 10項お願いします。

事務局 第10項について、説明します。申請地は、五万石町の畑で、一体利用地として宅地5筆の計2297.92㎡です。申請人は、鹿児島市在住の会社員です。現在、鹿児島市で設計事務所に勤務しているが、貸家需要の多い出水市で共同住宅を建設し経営の安定を図りたいとのことです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 14番委員お願いします。

14番 78ページ、第10項になります。申請地位置図をご覧ください。出水高校から東へ20mくらい行った所になります。申請地地籍図をご覧ください。斜線部分〇〇〇番の畑です。西側にゴチャゴチャしている宅地と東側の438宅地を一体利用地という事で、ここに共同住宅3棟、28戸を建設するという事でございました。10戸、8戸、10戸のそれぞれ建物が3つ建つようです。現況は50cmほどの畑で、何も耕作されていませんでした。草1本生えていないガチガチの地面みたいな感じで、宅地の方は、造成されて非常に快適なような状態でした。生活用水は、下水道なんですけれども、雨水排水は、西側の方は高くなってそちらの方に排水するのは難しいみたいで、東側の〇〇〇番の宅地の東側20mくらい行った所に道路があるんですけど、そちらの排水路に接続するという事で、溜まり水槽ですね、〇〇〇番の宅地の片あたりに造って、そこに一旦雨水を集めてその水路を東側に出して排水されるという事でした。〇〇〇番の宅地の隣も宅地になっていまして、そちらの方に迷惑が掛からないように、雨水が入らないように十分留意しますという事で、お話をしてきました。それで、周辺農地と言うか、周りは宅地しかないので、影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。

議長 11項お願いします。

事務局 第11項について、説明します。申請地は高尾野町下水流の畑で、一体利用地として、宅地2筆の計517.76㎡です。申請人は、市内の自営業者です。現在、衣類販売店を経営しており、今回、衣類店舗を設けて経営するに当たり、駐車場が不足するので申請地を取得して駐車場にするためです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の



てございます。でですね、ここに大型のトラックが停まることがあるそうで、一応長めの駐車場になっているんですけど、大きなトラックが停めたり、廻ったりしにくいという事で、こちらの駐車場にしたいという事で申請されております。盛土でちょっと嵩上げてブロック3つ分ぐらい嵩上げてですね、北側の方に勾配を付けて、北側の道路まで既存の駐車場を通ってですね、雨水が流れて行くようにして、〇〇〇〇番〇の田となっておりますけれども、現況は何も耕作しない畑という感じになっておりました。草が茫々生えております。こちらに雨水が流れないようにするので、まあ影響は無いと。西側はですね、土地改良区の水路が隣接しておりますけれども、そこの境はセメントで埋めてください、とお願いされているみたいで、そのようにされるそうです。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 14項。

事務局 第14項について、説明します。申請地は、西出水町の畑2筆、一体利用地として山林の計1118㎡です。申請人は、鹿児島市在住の会社員です。将来の生活設計を考え、貸家需要の多い出水市で共同住宅を建設し老後の生活の安定を図りたいとのことです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 第14項、申請地位置図をご覧ください。西出水駅から南へ200mの所へございます。〇〇〇〇番の下の郷は道路が通ってございます。そして、周りは墓石みたいなやつで、綺麗に塀が作ってございまして、とても良い塀があったんですが、その塀を周りは囲んでありましたが、それをまた撤去されて新たにブロックで造り直すという事で造り直して、あとブロックに鉄柱をして後フェンスを建てるという事でした。勿体ないですねという事だったんですが、今耐震の都合もう撤去するという事でもございました。共同住宅を2棟という事で、下の〇〇〇〇番の方にズラッと駐車場を造るという事でございました。生活排水の方は左の方に下水道が通っておりまして、下水道の方にそれから排水の方は、〇〇〇〇番の方の上方の角の所に一旦溜樹を造り、排水するという事でもございました。調査の結果、周辺の影響は無いと思いますので、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、15項お願いします。

事務局 第15項について、説明します。申請地は、中央町の畑、449㎡です。申請人は、市内の会社員です。近隣住宅地の土地が狭く駐車できるスペースが少ないため、月極駐車場9台分を整備しようとするものです。土地改良地外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 12番委員お願いします。

12番 第15項、申請地は、出水中学校の横に位置した宅地に囲まれた畑でした。現在は、野菜が作付されていましたが、近隣住民からの要望で、ここに駐車場9台分を造る申請です。境界をブロックで〇〇〇〇番側に側溝を付け、市の側溝に流し、中の駐車場はアスファルト舗装をするという事でした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 16項お願いします。

事務局 第16項について、説明します。ここもすみません。譲受人・譲渡人じゃなくて、『借人・貸人』をお願い致します。申請地は、下知識町の畑、2381㎡のうち499㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 11番委員お願いします。

11番 第16項。申請地位置図をご覧ください。山門ブドウ園から約300m程入った所でございます。申請地地籍図をご覧ください。〇〇〇番〇の畑の所に、真ん中から上の方に斜線部分がありますので、その畑を分筆して家を建てるという事でございます。周りの畑は、親戚が作っているという事で、親戚が管理するという事でございます。生活排水は、合併浄化槽にという事で、雨水等はですね、その斜線の上の所に、〇〇〇番〇、〇〇〇番の宅地のその所側に側溝がございまして、そちらの方に流されるという事でございます。周辺農地への影響は無いと思われまますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、17項。

事務局 第17項について、説明します。申請地は、武本の畑、2筆1862㎡です。申請人は、市内の会社役員です。申請人が経営する会社の駐車場として利用するために取得するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域の除外については、先月審査済みの農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50mに3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 12番委員お願いします。

12番 第17項。申請地は、〇〇〇建設の道路向かいの田んぼです。先月の総会で除外申請された所でこの田んぼは排水が悪く耕作しづらい田という事でした。この田んぼを50~60cm嵩上げし、駐車場として利用する申請です。雨水は南側にある排水路に流すという事でした。周辺農地への影響は無いと思われまますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 18項お願いします。

事務局 第18項は、総会資料63ページ議案第4号 農地転用事業計画変更申請についての第1項で説明しましたので、省略いたします。

議長 12番委員お願いします。

12番 18項。申請地は、63ページの事業計画変更の農地で、周辺地は住宅街です。東出水小学校から北東へ50m程位置し、上下水道、排水溝等すべて手続き済の農家でした。審議した結果、転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 19項お願いします。

事務局 第19項について、説明します。ここでも土地の表示の所、『畑』となっているのを『田』に訂正をお願い致します。下の地図に『田』って太々と書いてありますが、『畑』にしておりました。申請地は、上大川内の田、1654㎡です。申請人は、日置市の自営業者です。令和3年1月に農地法第5条許可を得ている隣接者より相談があり、太陽光発電の施設を設

置するものです。土地改良地外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 12番委員お願いします。

12番 19項。申請地は、大川内郵便局から西へ700m程の所に位置し、鳥獣等の被害が多く、耕作放棄地という所です。ここに太陽光発電システムを建築する申請です。1月の総会で円柱を太陽光発電システムで競争等した所です。雨水は、地下浸透とし、造成工事を軽くして現在そのまま利用し建設するという事でした。境界部分は防火フェンスで囲むという事でした。調査・審議下結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断しました。

議長 第20項お願いします。

事務局 第20項について、説明します。申請地は、上大川内の田3筆、1756㎡です。申請人は、第19項と同じ日置市の自営業者です。譲渡人より相談があり、当該地に太陽光発電の施設を設置するものです。土地改良地外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 12番委員お願いします。

12番 20項。申請地は、大川内郵便局横の田んぼで、そこで太陽光発電システムを建築する申請でした。ここは、10年以上耕作されていないという事でした。現状のまま利用して、境界を防護する囲い、雨水は地下浸透で利用するということところです。周辺農地への影響は無いと思われます。審議した結果、転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。

議長 21項お願いします。

事務局 第21項は、総会資料66ページ議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についての第3項で説明しましたので、省略いたします。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 今話がありましたように、66ページに同時説明いたしましたので、省略させていただきます。許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 21項まで調査委員の方、大変お疲れ様でございました。事務局・調査委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。

(質疑等)

ごさいませんか。はい、どうぞ。

1番 1番です。事務局に対してちょっと要望ですけれども、申請地位置図、それから地籍図とごさいますけれども、申請地位置図は、写真です。写真で目録図がある所は、何とかと書いてありますけど、何も無いところは、ただ申請地とだけ書いてあります。出来れば、そこを何の仕訳なのか、申請地としてあれば、ああそういう所なんだと分かります。それと、申請地地籍図ですけれども、これに文字の大きさがもの凄く大きかったり、小さかったり、もう挟んでゴチャゴチャになって分からないという所もあるので、ここももうちょっと工夫されて、見やすくされた方が良いと思います。それとまた地籍図の中で、申請地は、斜線で記す訳ですけれども、この斜線が分からない、これは蛍光ペンでしてあって、蛍光、そうすればもう少し分かると思いますけれども。これも分かるような工夫をしてもらいたいと思います。

議長 地籍図を作製される際は、文字が重ならないように気を付けて作成して下さい。



事務局 はい、ちょっと今回はボリュームが多すぎてですね、なかなか気が回らなくなったものですから、失礼いたしました。来月からもう少し見やすいように頑張って作りたいと思います。

議長 他にございませんか。はい、21番委員。

21番 ちょっと気づいたんですけど、84ページの16項ですが、これでは、貸人・借人が親子だから使用貸借権とか、賃貸借権は、付かないんですよね。

議長 事務局どうですか。

事務局 はい、貸人・借人ですので、使用貸借権の設定をしてあります。

21番 これには記載されていないと思いますが。

事務局 元々がすみません、譲受人と譲渡人のそこが、記載ミスでございましたので、申請理由の横に使用貸借権の設定を入れておりませんでした。挿入をお願いします。

21番 よろしくをお願いします。

議長 他にございませんか。無いようです。調査委員の報告では、第1項から第21項全件許可相当と報告されましたが、その様に決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の返事)

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、第1項から第21項全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 議案第7号 非農地証明願についての第1項について説明します。  
申請地は、野田町下名の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成元年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 14番委員をお願いします。

14番 14番です。90ページ。議案第7号、非農地証明願について、第1項になります。  
申請地位置図をご覧ください。申請地は、旧野田支所から東へ150mぐらい行った所にあります。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部分、〇〇〇〇番〇になるんですけども、〇〇〇〇番〇の宅地の中の一部になって、ちょっとここだけ高台になっててですね、小屋とかが近くにあったりしてゴチャゴチャしてるんですけども、木とかが生えてて、東側の方から入って行ったんですけども、とても農業機械を搬入して管理したりするのが難しく畑に戻せないのかなあという感じでした。調査の結果なんですけれども、非農地としての承認要件を満たしていますので、我々は承認と判断しました。以上です。

議長 2項をお願いします。

事務局 第2項について説明します。申請地は、野田町上名の畑です。登記地目は畑、申請現況は原野です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 15番委員をお願いします。

15番 15番です。第2項。申請地は、大久公民館から西へ500mの所です。申請通り非農地となってから23年経過しており、現在雑木が密集しており、周囲の状況から見て、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第3項。

事務局 第3項について説明します。申請地は、高尾野町江内の畑、2筆です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。第3項。申請地は、江内運動公園から北へ300mの所です。非農地となつてから、申請通り年月は不詳ということです。現地は、杉の大木が密集して農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断しました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。  
(質疑等)

ないようです。調査委員の報告では、全件承認と報告されましたが、その様に決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」と返事)

議長 議案第7号 非農地証明願については全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集状況について(事務局説明 省略)

○活動日報・活動記録簿の提出について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第33回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印